

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B-	b	b	c	N/A

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
アジア太平洋経済協力拠出金(TILF 基金)	
2 拠出先の名称	
アジア太平洋経済協力(APEC)事務局	
3 拠出先の概要	
APEC は、アジア太平洋地域の 21 の国と地域(以下「エコノミー」という。)が参加する経済協力の枠組み。同地域の持続可能な成長と繁栄に向けて、貿易・投資の自由化及び連結性の強化を通じた地域経済統合、成長戦略の実施、経済・技術協力等の活動を行う。1989 年、日本からの働きかけもあり、ホーク・オーストラリア首相が同地域の持続的な経済発展及び地域協力のための会合の創設を提唱し、第1回閣僚会議が開催された。シンガポールに常設事務局を設置する。なお、日本から APEC 事務局に対しては、本件 TILF 基金以外にも、APEC 事務局コア予算(義務的拠出)の拠出を実施してきている。	
4 (1)本件拠出の概要	
TILF 基金(APEC 貿易・投資の自由化・円滑化基金)は、アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化・円滑化促進という APEC の重要な目的に寄与するプロジェクトを実施するための基金として、1995 年に大阪で開催された首脳会議で、村山総理大臣が 100 億円を上限に拠出を表明したことを受けて 1997 年に創設された。 本件拠出金は、APEC 参加国・地域における貿易・投資の自由化・円滑化及び経済・技術協力に資する能力構築プロジェクト(セミナー、ワークショップ、研修、調査等)に充てられる。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額 2,318 千円	
令和2年度、日本は外務省、経済産業省及び財務省の3省が共同で拠出し、その合計金額は 7,238 千円。直近の実績に基づき判明している拠出率(令和元年度)は、日本は 36.38%(2位)(外務省・経済産業省・財務省の拠出合計額 8,366 千円に基づくもの)。1位はニュージーランド(63.32%)。	
令和3年度当初予算額 0 千円	
令和3年度、日本は経済産業省及び財務省が共同で拠出し、その合計金額は 4,751 千円。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
経済局 アジア太平洋経済協力室、在シンガポール日本国大使館	

評価基準1 本件抛出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件抛出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件抛出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組」、「個別分野4 国際経済秩序形成への積極的参画等」、「測定指標4-3 APECにおける諸活動への貢献」の下に設定された中期目標「ボゴール目標(2020年までに域内の貿易・投資を自由化・円滑化する)を節目に目標年後のAPECの在り方も見据えつつ、我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールの形成を先導する。」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。(令和2年度外務省政策評価事前分析表 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf) 260～262、266 ページ参照) また、2020年11月に、ボゴール目標後のAPECの新たな中長期的方向性を示すものとして、全ての人々と未来の世代の繁栄のために2040年までに開かれた、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジア太平洋共同体とすることを目標とする「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」が採択され、自由で、開かれた、公正で、無差別で、透明性のある、予見可能な貿易・投資環境の重要性を認識し、実現するために作業を共に継続することとされている。
1-1 (2) 上記1-1(1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルール作りに向けた国際的取組の主導は、日本外交の重点分野であり、日本はAPECにおいて、 ◆ 自由で開かれた貿易・投資の実現に向けた多角的貿易体制の維持とWTO改革の支持 ◆ 質の高い包括的なアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の「道筋」であるTPPとRCEPの推進 ◆ 質の高いインフラ投資の推進 を重視している。これらはアジア太平洋地域に進出する日本企業のビジネス機会の拡大にも直結する重要な課題である。上記1-1(1)の目標達成に向けて、日本は、APEC事務局通常予算向けのコア抛出を通じてAPEC事務局全体の運営等を支えるとともに、本件TILF基金を有効に活用して上記の重点分野の推進に資する調査研究や政策対話等のプロジェクトを実施し、その成果をAPEC全体に還元することで参加エコノミーに対して、日本の重視する課題への理解を増進している。 また、新型コロナウイルス感染症による影響が世界的に拡大する中、日本は、TILF基金を活用し、当該感染症の影響下における貿易円滑化に係るデジタル技術の活用に関するプロジェクトを速やかに開始するなど、コロナ禍における経済活動上の課題解決にいち早く積極的に取り組んだ。貿易・投資のあり方や仕組みが急激に変容する中、機動的に活用することが可能なTILF基金の有効性・重要性は一層増している。 APECにおいて、日本は、参加エコノミーと首脳、閣僚及び実務者レベルで、マルチやバイの会談・会合を積極的に行い、貿易・投資分野の課題に係る方向性につき議論を交わしている。他方で、貿易・投資分野においては、専門的・技術的な検討課題が多く、この点、APECプロジェクトは、同分野のルール整備の内容の詳細について参加エコノミーとの産官学各界関係者間で議論を行う場を提供している。首脳等のレベルの合意を実現するために丁寧に日本への理解を醸成していくという点で首脳レベルの合意と相互補完的であり、また、複数のプロジェクト参加エコノミーと集中的に特定のテーマを議論できるという点で会談・会合という手段との比較優位性がある。 そのため、TILF基金によるプロジェクトは、参加エコノミーに対し日本が重視する課題への理解の増進を醸成するために、他の手段によって代替することは不可能である。
1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
現在、APECの3つの小委員会等で、日本は、議長・副議長の地位を占めている。具体的には、「化学対話」及び「生命科学イノベーションフォーラム」で共同議長、「競争政策・法グループ」で副議長を日本が務めている。これらの

中で、特に「競争政策・法グループ」については、TILF 基金を活用したプロジェクトが実施される蓋然性が高く、そのプロジェクトの扱いにつき、日本の意向を反映しやすい立場にあるといえる。

APEC では、参加エコノミーに平等に議決権が配分されており、全ての意思決定においてコンセンサスを原則としているため、TILF 基金を活用して行うプロジェクトの採択に当たっても、参加中の全 21 エコノミーの合意によることとなっているが、TILF 基金は日本が設立した基金であり、また、設立当初から毎年拠出を行っていることから（累計で 51 億円）、プロジェクトの運用に関する意思決定過程において、日本は強い影響を与えられる立場にあり、その観点からも、日本は TILF 基金への拠出を続けることが重要。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

APEC では、議長エコノミーにおいて、毎年5月頃に貿易担当大臣会合が、6月頃に構造改革担当大臣会合が、8月頃に食料安全保障担当大臣会合が、10月頃に中小企業担当大臣会合及び財務大臣会合が、11月頃に首脳会議及び閣僚会議がそれぞれ開催されるとともに、年4回の高級実務者会合が開催されている。日本は、首脳会議への総理大臣、閣僚会議への外務大臣及び経済産業大臣の出席を始め、各会合に出席している。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年の会合は全てオンライン会議形式で開催される予定。

会合においては貿易・投資の自由化・円滑化のための議論が行われ、2020年の首脳会議において、貿易・投資等を経済的推進力としてアジア太平洋地域の成長を実現することを目指す「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」が採択された。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性

2020年9月に TILF 基金を活用して開催した「ビジネスの観点から見た FTA/EPA における競争関連規定に関する FTAAP 政策対話」には、日本のビジネス界を代表する3名の APEC ビジネス諮問委員会（ABAC）（※）委員及びが参加するとともに、3名の大学教授等がスピーカーとして参加した。

（※）APEC はビジネス界との連携を重視しており、1995年に開設された、民間委員から成る ABAC と協働して、ビジネス界の意見を取り入れている。

ABAC は総会等を年4回域内で開催しており、日本からはビジネス界の代表者3名が委員となり、日本のビジネス界の自由な経済活動促進のための政策提言活動を行っている。

また、「APEC 質の高いインフラ・ハイレベル会議」は、日本の「質の高いインフラ投資」への理解の醸成や国際的スタンダード化の推進を図るため、2017年10月に日本企業7社が参加して設立され、2019年3月に APEC 参加エコノミーを招へいし、東京のインフラ視察ツアーを行った。

このようなビジネス界との連携は、アジア太平洋地域に進出する日系企業のビジネスの機会を拡大するために重要な取組である。APEC において自由で開かれた貿易・投資環境に関する体制を策定する過程において、TILF 基金も活用し日本のビジネス界の意見を取り入れるシステムを作り出すことは、日系企業にとって有益である。

1-5 1-1(1) 外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

TILF 基金は、1995年に大阪で開催された首脳会議において、村山総理大臣が、2020年までに域内における自由で開かれた貿易・投資を達成すると謳った「ボゴール目標」の達成に向けて、日本から総額 100 億円を上限に拠出する旨、表明した公約に基づき創設されたもので、2019年末までに累計約 51 億円（外務省、経済産業省、財務省からの拠出の合計額）を拠出している。こうした経緯もあり、APEC のメンバーエコノミーからは、同基金は日本の基金であると広く認識されているため日本の APEC におけるプレゼンスを象徴する存在であり、域内における自由で開かれた貿易・投資を達成するための日本にとっての重要な政策手段である。

APECでは、地域経済統合の推進や貿易・投資の自由化・円滑化に関する様々な取組が行われており、中でも FTAAP実現に向けた取組や連結性強化のための質の高いインフラの促進、サービス貿易の更なる自由化のためのロードマップの策定等、貿易立国である日本の経済力の維持・発展に資するルール整備が進められている。これらは同地域に進出する日本企業のビジネス機会の拡大にも直結する重要な課題であり、日本は、これらの課題につ

いて、TILF 基金を有効に活用して、参加国・地域の理解増進を目的とした各種プロジェクトを実施した。

・2020年に同基金の利用が承認されたプロジェクト計7件のうち、3件が日本提案のプロジェクト

・2019年に同基金の利用が承認されたプロジェクト計14件のうち、6件が日本提案のプロジェクト

TILF基金を活用したプロジェクトは、多角的貿易体制が果たしてきた貢献、WTOの機能改善、自由で、公正で、開かれた貿易の推進、FTAAP実現に向けた取組の進捗への歓迎、質の高いインフラに関する取組の進展など、日本が重視する事項の推進に寄与し、その結果、以下のような2020年マレーシアAPECでの首脳・閣僚レベルの会合で発出された各声明でも反映されている。

－ 2020年5月：梶山弘志経済産業大臣、若宮健嗣外務副大臣による貿易担当大臣会合出席（APEC貿易担当大臣声明）

－ 2020年11月：菅総理大臣による首脳会議出席（首脳宣言）

－ 2020年11月：茂木敏充外務大臣、梶山弘志経済産業大臣、鷲尾英一郎外務副大臣、江島潔経済産業副大臣による閣僚会議出席（APEC閣僚共同声明）

以上から、TILF基金は、日本にとって好ましい投資環境や貿易ルールの形成を先導し、日本が重視する自由で開かれた貿易・投資環境の実現及びその実現に当たって日本のビジネス界の意見を反映させる（とりわけ日本企業の活動展開上における支障を少しでも少なくする）ために相応の貢献をしてきていると総括する。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

TILF 基金により実施されたプロジェクトの取組及びその成果は、例として以下のものがある。

(1) 地域経済統合について

➤ CTI-EC FTAAP Policy Dialogue on Competition Related Provisions from a Business Perspective（外務省提案、2020 年実施済）

- ABAC 地域統合部会にて作成された「FTAAP：競争政策」をもとに、近年締結された質の高い包括的な FTA/EPA を例に競争章、国有企業章、投資章、中小企業章などを比較概観した。
- レベルプレイングフィールドの確保の観点から産業補助金及び国有企業がもたらす負の側面を含めた研究・取組、消費者保護、ジェンダー、中小企業（SME）など包摂性の観点からの FTA/EPA のあり方及び新型コロナウイルス感染症を受けて FTA/EPA が果たしうる役割に関して議論を行った。
- 議論の成果をレポートとして公表した。

➤ FTAAP Capacity Building Workshop on Competition Policy under the 3rd REI CBNI: sharing good examples of FTAs/EPAs（外務省提案、2019 年実施済）

- 2019 年 8 月に実施したワークショップを通じて、FTAs/EPAs の競争章に『望ましい要素』と『選択的な要素』の具体例や、その規制の側面からのグッド・プラクティスを提示することができた。
- APEC エコノミー間で締結された FTAs/EPAs の競争章の大部分には『望ましい要素』が含まれており、反競争的行為に対する競争法による規制の具体的な取組や、技術協力に係る受益国・ドナー国双方からの利点を紹介した。また、『選択的な要素』の一部、特に「競争当局間の協議」、「執行協力」、「執行調整」なども多くの FTAs/EPAs の競争章でカバーされており、その具体的な規制当局の協力形態等の例を紹介し、両

要素の重要性は広く認識されていると言えることを明らかにした。

- ABAC 地域経済統合部会の調査を参照し、メガ地域 FTAs/EPAs は重大な経済効果があることを紹介。
- 質が高く包括的な FTAs/EPAs の経済に与える影響に関し、右を良い規制事例や国際的な規制の協力を促進する媒体と位置付け、包括的な規制条項を含む競争章は貿易フローの最大化に影響を与えることが指摘されたほか、ネガティブな側面として、競争当局間の協力が一貫性を欠く場合の民間セクターへの負の影響が指摘された。

(2) デジタル化について

➤ Fostering an Enabling Policy and Regulatory Environment in APEC for Data-Utilizing Businesses (経産省提案、2019 年実施済)

- デジタル貿易やデータ活用ビジネスの円滑化・促進に向け、先進的なビジネスモデルに関するケーススタディを行いエコノミー間の共通理解を深めるとともに、それらビジネスがさらに発展するために必要な制度環境について、ポリシーサポートユニット(PSU)を活用し分析・政策提言を行うプロジェクト。最終報告書は 2019 年 7 月に完成。
- この調査を通じ、「各種規制の導入に伴うデメリット」を提示。今後、AIDER(APEC インターネットとデジタル経済に関するロードマップ)等の議論を進める過程で以下のデメリットを説明し、APEC 域内の「データフリーフロー」の実現を目指す。

＜規制の導入に伴うデメリット＞

- ・データローカライゼーションは、必ずしもデータセキュリティ対策と関連していない。すでにセキュリティ対策を適切に導入している企業にとっては追加負担。また、世界最高水準のセキュリティ対策を受けられないことから、かえってセキュリティが弱体化。
- ・データローカライゼーションは、国内に最小限の継続雇用しか生み出さず、むしろ企業の市場参入意欲を減退させることから、雇用創出、投資促進には効果なし。
- ・知財開示要求も、投資やイノベーションの促進意欲を減退させる。
- ・国内治安維持を達成するためには、データローカライゼーションやソースコード開示要求以外の方法も存在する。また、バックドアを設置した製品はハッキングに対して脆弱となる。
- なお、上記の結果報告及び共有のため、ABAC・Digital Innovation Working Group (DIWG) の高橋委員(三井物産顧問)らの協力を得て 2019 年 8 月 23 日に貿易政策対話を開催。本対話では、データ活用に関する様々なビジネスモデルや政策、規制を紹介したほか、ABAC 委員等を交えて APEC 域内における個人情報保護のあり方等をテーマにパネルディスカッションを実施した。
- 調査の成果をレポートとして公表した。

2-3 評価基準2関連の日本側の取組(その結果としての拠出先の対応を含む)

- ① 拠出先に所期の成果を上げさせるために、日本側が拠出先に対して行った取組、貢献及び働きかけ
2-2の各プロジェクトは日本が主導したものであり、検討テーマや検討の進め方等のプロジェクトの提案、プロジェクト実施段階における議論の主導、日本のビジネス界や大学等からの参加等の取組、貢献及び働きかけを行っている。
- ② 日本側の取組等への拠出先の対応
評価基準1の1-2のとおり、日本は拠出先に強い影響力を与えられる立場にあり、拠出先は日本側の取組等に全面的に協力している。
- ③ ①及び②による拠出先の活動成果への貢献

TILF 基金のプロジェクトはその多くが日本提案のプロジェクトであり、日本の主導により TILF 基金の活用が進められている。

例えば、2020 年には、TILF 基金を活用したプロジェクトとして「FTA の競争章に関する政策対話」が実施され、近年締結された質の高い包括的な FTA/EPA を例に競争章、国有企業章、投資章、中小企業章などを比較概観するとともに、レベルプレイングフィールドの確保の観点から産業補助金及び国有企業がもたらす負の側面を含めた研究・取組、消費者保護、ジェンダー、SME など包摂性の観点からの FTA/EPA のあり方及び新型コロナウイルス感染症を受けて FTA/EPA が果たしうる役割に関して議論を行った。このプロジェクトは、同年 11 月に行われた APEC 閣僚会議の日本の発言において、質の高い包括的な FTAAP の実現に向け、日本がこのプロジェクトを通じて APEC 参加エコノミーの能力構築を支援していくものとして言及されており、APEC における議論に TILF 基金のプロジェクトの検討が還元されている。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	・ 2020 年 10 月 (2019 年度分) ・ 2019 年8月 (2018 年度分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2021 年 10 月頃(2020 年度分)
3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点	
本件拠出は、他のエコノミーの拠出とともに TILF 基金に組み入れられ、APEC の貿易・投資委員会、経済委員会、経済・技術協力運営委員会を通じて各エコノミーが提案し、APEC 参加エコノミーのコンセンサスによって採択されたプロジェクトに充てられる。毎年8月頃に APEC 財政管理委員会において決算報告が行われている。対象期間における報告において、2020 年の繰越額が 4,900,768 USD と高い水準になっているが、これは、プロジェクトの適正実施後における残余额の戻入れがあるためである。 2020 年の Moores Rowland Indonesia による監査報告書では、問題点や課題は指摘されていない。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
TILF 基金には2004年に、プロジェクト提案エコノミーの自主性を重んじる観点から、プロジェクト提案エコノミー(日本を含むTILF基金拠出エコノミーを除く。)はプロジェクト費用の一部を自己負担することとする規定が導入された。当該規定では、開発途上エコノミーにあつては2割を、開発途上エコノミー以外のエコノミーにあつては5割のプロジェクト費用を自己負担することとされている。 2014年に、少額の拠出を行いプロジェクト費用の自己負担が永続的に免除になることを防止し、拠出額とプロジェクトの実施額のバランスを取るために自己負担規定を改定し、拠出エコノミーの累計プロジェクト実施額が当該エコノミーの累計拠出額に対し、開発途上エコノミーにあつては250%を、開発途上エコノミー以外のエコノミーにあつては100%を超えない限り、自己負担を免除することとされた。また、TILF 基金によるプロジェクト実施予算については、拠出金額の減少を受け、持続可能な利用を目的として、「次の3年間におけるプロジェクトに分配すること」、「毎年のプロジェクト承認額を基本的に前年末時点における使用可能な資金の3分の1とすること」という規則が導入された。 しかしながら、プロジェクト費用の自己負担規定があることで、拠出エコノミー以外のTILF基金の活用件数は少な	

い。また、プロジェクト実施過程で、経費節減に努める結果、プロジェクト実施後には執行残額が生じ、残余额の戻入れも生じている。執行残額は全て、将来に実施するプロジェクトのために支出され、今後使途が決定されていくが、当該傾向はTILF基金運営の課題となっている。

2020年は、新型コロナウイルス感染症による移動制限等の影響により、予定されていたイベントが延期されるなど完了したプロジェクト数は前年の半数であったものの、オンライン会議を効果的に活用することで、7件のプロジェクトが完了し、うち3件が日本提案のプロジェクトである。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組

3-2(1)の TILF 基金の活用状況の改善のため、日本は 2016 年3月以降、複数回にわたって、財政管理委員会において、より効率的かつ積極的な利用を促す旨の発言を行っている。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年 12 月末時点。)

(1) 日本人職員数の増減

過去3年の日本人職員数				☐ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
2	2	2	2	2	0	27
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
2	2	2	2	2	0	27

備考

(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数				2019	幹部職員数の増減
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減
2	2	2	2	2	0
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減
2	2	2	2	2	0

備考

(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

各参加エコノミーからの APEC 事務局への派遣職員数については、1993 年にシアトル(米国)で開催された閣僚会議で決定されており、日本からは、その決定で定められた上限である2名を幹部級職員として派遣している。日本から派遣されている2名の職員は、APEC の様々な作業部会の中でも主要な協議体である、市場アクセス・グループ、エネルギー作業部会、投資専門家会合、基準・適合性小委員会のプログラム・ディレクターを務める等、重要な役割を与え

られている。

2名を超える場合の派遣についても規定されているものの（他の参加エコノミーからの派遣枠に残余がある場合は、各参加エコノミーに割り当てられた現行派遣枠への充当を優先することとされている）、現状において、日本が2名を超える職員を派遣するのは事実上困難である。